

定 款

(2022年6月29日改訂)

太平電業株式会社

太平電業株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、太平電業株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 発電および変電設備の設計ならびに施工
- (2) 土木工事および建築工事の設計ならびに施工
- (3) 鉱山、化学機械設備および清掃施設の設計ならびに施工
- (4) 電気通信設備、送配電線路、動力線および屋内線の設計ならびに施工
- (5) 塗装工事業
- (6) 電気および化学工業用機器の製作、修理ならびに販売
- (7) 自動車および建設機械等の修理ならびに販売
- (8) 労働者派遣事業
- (9) 発電および電気の供給に関する事業
- (10) 前各号に付帯する事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、69,479,500株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないこと

ができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、13名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

2. 取締役会長を選定した場合には、前項の取締役社長とあるのは取締役会長と読み替えるも

のとする。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の2日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第30条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

- 第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の2日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

- 第36条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるものほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

- 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

- 第39条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

- 第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

- 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

2. 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(配当金の除斥期間)

第45条 期末配当金その他配当財産が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金その他配当財産には利息をつけない。

(附 則)

変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

| | |
|-------------|----|
| 1947年3月25日 | 制定 |
| 1947年10月13日 | 变更 |
| 1948年6月10日 | 〃 |
| 1951年1月23日 | 〃 |
| 1951年11月17日 | 〃 |
| 1953年12月14日 | 〃 |
| 1954年3月11日 | 〃 |
| 1956年10月23日 | 〃 |
| 1957年11月5日 | 〃 |
| 1958年8月27日 | 〃 |
| 1958年10月25日 | 〃 |
| 1960年3月26日 | 〃 |
| 1961年8月26日 | 〃 |
| 1965年8月28日 | 〃 |
| 1966年8月27日 | 〃 |
| 1968年2月29日 | 〃 |
| 1968年8月29日 | 〃 |
| 1969年8月30日 | 〃 |
| 1971年8月28日 | 〃 |
| 1974年8月30日 | 〃 |
| 1975年8月29日 | 〃 |
| 1979年9月28日 | 〃 |
| 1982年9月28日 | 〃 |
| 1987年9月28日 | 〃 |
| 1988年9月28日 | 〃 |
| 1991年6月27日 | 〃 |
| 1994年6月29日 | 〃 |
| 1998年6月26日 | 〃 |
| 2001年6月28日 | 〃 |
| 2002年6月27日 | 〃 |
| 2003年6月27日 | 〃 |
| 2004年6月29日 | 〃 |
| 2005年6月29日 | 〃 |
| 2006年6月29日 | 〃 |
| 2009年6月26日 | 〃 |
| 2012年6月28日 | 〃 |
| 2015年6月26日 | 〃 |
| 2017年10月1日 | 〃 |
| 2018年6月28日 | 〃 |
| 2022年6月29日 | 〃 |